

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の適用に
関する農林水産大臣の証明事務の取扱いについて

農林水産省経営局長・政策統括官通知

制 定	平成 27 年 10 月 1 日	27 経営第 1555 号・政統第 1 号
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	27 経営第 3197 号・政統第 915 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日	29 経営第 3355 号・政統第 1898 号
一部改正	令和 元年 6 月 5 日	元経営第 194 号・31 政統第 214 号
一部改正	令和 元年 7 月 3 日	元経営第 542 号・元政統第 412 号
一部改正	令和 3 年 2 月 3 日	2 経営第 2687 号・2 政統第 1931 号
一部改正	令和 3 年 11 月 15 日	3 農産第 1724 号・3 経営第 1900 号
一部改正	令和 4 年 4 月 22 日	4 農産第 266 号・4 経営第 151 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日	4 農産第 5322 号・4 経営第 3199 号
一部改正	令和 6 年 6 月 11 日	6 農産第 916 号・6 経営第 586 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日	6 農産第 4779 号・6 経営第 2847 号
一部改正	令和 8 年 4 月 1 日	7 農産第 5378 号・7 経営第 2825 号

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「租特法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「租特法施行令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。以下「租特法省令」という。）により、経営所得安定対策等の交付金（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 25 条の 2 第 1 号から第 3 号までに掲げる交付金をいう。以下単に「交付金」という。）等の交付を受けた認定農業者等が当該交付金等を認定計画等の定めるところに従って農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合並びに当該準備金及び当該交付金等を用いて認定計画等の定めるところにより農用地等を取得した場合の所得税及び法人税についての特例措置が定められている。

本特例措置の適用を受けるために確定申告書（租特法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する確定申告書をいう。）又は確定申告書等（同条第 2 項第 28 号に規定する確定申告書等をいう。）に添付する農林水産大臣の証明書の交付の申請に関する事項は、下記のとおりであるので御了知願いたい。

記

第一 農業経営基盤強化準備金

1 農業経営基盤強化準備金に関する証明書の交付申請

- (1) 租特法省令第 9 条の 3 第 3 項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする個人は、別記様式第 1 号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、ア及びウについては、農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年農林水産省令第 21 号。以下「行政オンライン化省令」という。）第 3 条に

定める電子情報処理組織（以下「3条電子情報処理組織」という。）を使用して、当該書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

ア 租特法第24条の2第1項に規定する認定計画等（当該認定計画等が認定計画等であることを証明する書類を含む。）の写し

イ アに掲げる計画に記載された租特法施行令第16条の2第1項各号に掲げる固定資産の取得（租特法第24条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。）及び同法第24条の2第1項に規定する交付金等の同項に規定する農業経営基盤強化準備金としての積立てに関する計画並びに実績を記載した書類（別記様式第5号）

ウ 租特法第24条の2第1項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする年における同項に規定する交付金等に係る交付決定通知書その他の当該交付金等の金額を証する書類（以下「交付決定通知書等」という。）の写し

エ 租特法第24条の3第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額を有する個人は、当該準備金の金額を証する書類の写し

(2) 租特法省令第21条の18の2第3項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする法人は、別記様式第1号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。ただし、ア及びウについては、3条電子情報処理組織を使用して、当該書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

ア 租特法第61条の2第1項に規定する認定計画（当該認定計画が認定計画であることを証明する書類を含む。）の写し

イ アに掲げる計画に記載された租特法施行令第37条の2第1項各号に掲げる固定資産の取得及び租特法第61条の2第1項に規定する交付金等の同項に規定する農業経営基盤強化準備金としての積立てに関する計画並びに実績を記載した書類（別記様式第5号）

ウ 租特法第61条の2第1項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする事業年度における同項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し

エ 租特法第61条の3第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額を有する法人は、当該準備金の金額を証する書類の写し

2 相続による農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明書の交付申請

農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の農業経営基盤強化準備金に係る事業を承継した当該個人の相続人が、租特法第24条の2第6項により準用する同法第21条第9項の規定に基づき、当該準備金を自らの準備金とみなす措置の適用を受ける場合は、別記様式第1号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して地方農政局等に提出しなければならない。

(1) 当該相続人が当該個人の相続人であることを証明する書類

(2) 経営承継した内容を明らかにした書類（相続人が複数ある場合には、全員の同意を得ていることを証明する書類を含む。）

(3) 1の(1)のAからEまでに掲げる書類

3 相続によらない事業承継に伴う農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明書の交付申請

租特法省令第9条の3第4項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする

個人は、別記様式第 2 号の 2 による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。ただし、(1)については、3 条電子情報処理組織を使用して、当該書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

- (1) 租特法第 24 条の 2 第 1 項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲り受けるに当たり変更した認定計画等（当該認定計画等が認定計画等であることを証明する書類を含む。）の写し
- (2) 租特法第 24 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額を証する書類の写し
- (3) 租特法第 24 条の 2 第 1 項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲渡した者（以下「譲渡者」という。）が同条第 7 項に規定する特別障害者に該当する者である旨を証する書類の写し
- (4) 租特法第 24 条の 2 第 1 項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲り受けた者（以下「受贈者」という。）が譲渡者の推定相続人である旨を証する書類

4 証明に当たっての留意事項

- (1) 租特法省令第 9 条の 3 第 3 項に規定する農林水産大臣の租特法第 24 条の 2 第 1 項に規定する認定計画等に記載された租特法施行令第 16 条の 2 第 1 項各号に掲げる固定資産の取得に充てるための金額として証明するものは、当該認定計画等に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置付けられている当該固定資産に関して、別記様式第 5 号に記載されたその数量、所要額及び取得予定年が適切かつ実現可能と認められ、その取得に充てるために積立てを行う年における同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する交付金等の受領額の範囲内であり、かつ、当該年に積み立てることとする金額と同法第 24 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額の合計額が別記様式第 5 号に記載された当該固定資産の取得に要する費用の合計所要額を超えない金額とする。
- (2) 租特法省令第 21 条の 18 の 2 第 3 項に規定する農林水産大臣の租特法第 61 条の 2 第 1 項に規定する認定計画に記載された租特法施行令第 37 条の 2 第 1 項各号に掲げる固定資産の取得に充てるための金額として証明するものは、当該認定計画に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置付けられている当該固定資産に関して、別記様式第 5 号に記載されたその数量、所要額及び取得予定年が適切かつ実現可能と認められ、その取得に充てるために積立てを行う事業年度における同法第 61 条の 2 第 1 項に規定する交付金等の受領額の範囲内であり、かつ、当該事業年度に積み立てることとする金額と同法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額の合計額が別記様式第 5 号に記載された当該固定資産の取得に要する費用の合計所要額を超えない金額とする。
- (3) 租特法省令第 9 条の 3 第 4 項に規定する農林水産大臣の証明に当たっては、次に掲げる事項を考慮しなければならないものとする。
 - ア 既に譲渡者から提出のあった租特法第 24 条の 2 第 1 項に規定する認定計画等が譲渡者及び受贈者の共同申請（「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）第 6 の 3 の（2）又は第 7 の 3 の（4）に規定する共同申請をいう。）によるものであること。

イ アの認定計画等に記載された経営内容と3の(1)により提出のあった認定計画等に記載された経営内容との間で継続性があること。

第二 農用地等を取得した場合の課税の特例

1 証明書の交付申請

(1) 租特法省令第9条の4第2項又は第3項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする個人は、別記様式第3号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。ただし、ウについては、3条電子情報処理組織を使用して、当該書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

ア 第一の1の(1)のア、イ及びエに掲げる書類

イ 租特法第24条の3第1項に規定する農用地等を取得したことを証する書類の写し(建物及びその附属設備を取得した場合は、租特法省令第9条の4第1項に定められたものであることを証する書類を含む。)

ウ 租特法第24条の3第1項に規定する農用地等を取得した年における同法第24条の2第1項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し

エ 本特例措置の適用を受けようとする個人が農用地を取得した場合は、当該個人がその農用地を利用する旨定められた、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)の目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。)等の写し(地番の記載がない場合は、取得した農用地の地番を確認できる書類を含む。)

(2) 租特法省令第21条の18の3第2項又は第3項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする法人は、別記様式第3号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。ただし、ウについては、3条電子情報処理組織を使用して、当該書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

ア 第一の1の(2)のア、イ及びエに掲げる書類

イ 租特法第61条の3第1項に規定する農用地等を取得したことを証する書類の写し(建物及びその附属設備を取得した場合は、租特法省令第21条の18の3第1項に定められたものであることを証する書類を含む。)

ウ 租特法第61条の3第1項に規定する農用地等を取得した事業年度における同法第61条の2第1項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し

エ 本特例措置の適用を受けようとする法人が農用地を取得した場合は、当該法人がその農用地を利用する旨定められた、地域計画の目標地図等の写し(地番の記載がない場合は、取得した農用地の地番を確認できる書類を含む。)

2 相続による農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明書の交付申請

農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の農業経営基盤強化準備金に係る事業を承継した当該個人の相続人が、租特法第24条の2第6項により準用する同法第21条第9項の規定に基づき、当該準備金を自らの準備金とみなす措置の適用を受ける場合は、別記様式第3号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して地方農政局等に提出しなければならない。

(1) 当該相続人が当該個人の相続人であることを証明する書類

(2) 経営承継した内容を明らかにした書類(相続人が複数ある場合には、全員の同意を得ていることを証明する書類を含む。)

(3) 1の(1)のア、イ及びウに掲げる書類

3 証明に当たっての留意事項

(1) 租特法省令第9条の4第2項に規定する農林水産大臣の租特法第24条の2第1項に規定する交付金等の額のうち同項に規定する農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明するものは、同法第24条の3第1項に規定する農用地等の取得をする年に交付を受けた当該交付金等のうち同法第24条の2第1項に規定する認定計画等の定めるところによる当該農用地等の取得に充てたものであることが別記様式第3号及び第5号において明らかとなる金額とする。

また、租特法省令第9条の4第3項に規定する農林水産大臣の当該認定計画等の定めるところにより取得をした当該農用地等として証明するものは、その取得をした農用地等の数量、所要額及び取得年が、当該認定計画等に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置づけられている農用地等に関し別記様式第5号に記載されたその数量、所要額及び取得予定年と比して、概ね同様と認められる農用地等とし、農用地を取得した場合には、その取得した農用地が当該個人が利用するものとして地域計画に定められていることが、添付された目標地図等の写しで確認された場合の当該農用地とする。

(2) 租特法省令第21条の18の3第2項に規定する農林水産大臣の租特法第61条の2第1項に規定する交付金等の額のうち同項に規定する農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明するものは、同法第61条の3第1項に規定する農用地等の取得をする事業年度に交付を受けた当該交付金等のうち同法第61条の2第1項に規定する認定計画の定めるところによる当該農用地等の取得に充てたものであることが別記様式第3号及び第5号において明らかとなる金額とする。

また、租特法省令第21条の18の3第3項に規定する農林水産大臣の当該認定計画の定めるところにより取得をした当該農用地等として証明するものは、その取得をした農用地等の数量、所要額及び取得年が、当該認定計画に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置づけられている農用地等に関し別記様式第5号に記載されたその数量、所要額及び取得予定年と比して、概ね同様と認められる農用地等とし、農用地を取得した場合には、その取得した農用地が当該法人が利用するものとして地域計画に定められていることが、添付された目標地図等の写しで確認された場合の当該農用地とする。

(3) ただし、取得した農用地等の数量、所要額及び取得年が別記様式第5号と比して、異なる場合において、その差異が軽微であり、その異なる理由について本人の責に帰さないものであると認められるときは、概ね同様のものを取得したものとみなすこととする。

第三 同一書類の提出の省略

(1) 第一の1の(1)、同3又は第二の1の(1)の申請を同一年に行う場合は、同一の書類の重複した提出を省略することができるものとする。

(2) 第二の1の(1)又は(2)の申請を行う場合において、個人にあっては同一年に、法人にあっては同一事業年度に第一の規定に基づく証明書の交付申請を行う場合は、同一の書類の重複した提出を省略することができるものとする。

(3) 第一又は第二の規定による証明書の交付申請を行った者が、申請を行った年の

翌年以降に第一又は第二の規定によるいずれかの証明書の交付申請を行う場合において、既に提出した認定計画等（第一の1の（1）のア、同（2）のアに掲げる計画であって、有効期間内のもの限り、当該認定計画等が認定計画等であることを証明する書類を含む。）の写しの内容に変更がないときは、その提出を省略することができるものとする。

第四 証明書の交付

農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める証明書を当該申請者に交付することとする。なお、3条電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請については、行政オンライン化省令第8条に定める電子情報処理組織を使用する方法により当該証明書を交付することができる。

- （1）第一の1の規定による証明申請書の提出があり、その申請が第一の4の（1）及び（2）の規定に適合するものであると認められる場合 別記様式第2号による証明書
- （2）第一の3の規定による証明申請書の提出があり、その申請が第一の4の（3）の規定に適合するものであると認められる場合 別記様式第2号の3による証明書
- （3）第二の1の規定による証明申請書の提出があり、その申請が第二の3の規定に適合するものであると認められる場合 別記様式第4号による証明書
- （4）第一の2の規定の適用がある場合であって、第一の1（1）の規定による申請が第一の4の（1）の規定に適合するものであると認められ、かつ、農業経営を承継していると認められる場合 被相続人及び相続人の氏名を記載した別記様式第2号による証明書
- （5）第二の2の規定の適用がある場合であって、第二の1（1）の規定による申請が第二の3の（1）の規定に適合するものであると認められ、かつ、農業経営を承継していると認められる場合 被相続人及び相続人の氏名を記載した別記様式第4号による証明書

第五 その他

- （1）農林水産大臣は、第四の証明を受けたものが第一及び第二の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消すこととする。
- （2）農林水産大臣は、第一及び第二の規定による申請に際して、申請者に対し、個人情報取扱いに関する同意を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和元年6月5日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和元年7月3日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この通知は、令和3年2月3日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この通知は、令和3年11月15日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この通知は、令和4年4月22日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の64第1項又は第68条の65第1項の規定の適用を受ける場合には、この通知の施行の際現にある旧様式の別記様式第1号、第2号、第3号及び第4号を使用するものとする。

附 則

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この通知は、令和6年6月11日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別記様式第 1 号)

農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所又は所在地
屋号又は法人名
氏名又は代表者氏名

租税特別措置法 < 第 24 条の 2 第 1 項 (個人) > 第 61 条の 2 第 1 項 (法人) に規定する農業経営基盤強化準備金の適用を受けるため、下記 1 の年分等において、下記 2 の金額が同項第 1 号に規定する金額に該当する旨証明願いたく申請します。

記

1. 適用を受けようとする年分等

2. 認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額

円

※証明書番号

※証明年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印のある部分は、記入しないこと。
- 3 氏名欄は、個人にあっては住所、屋号及び氏名を、法人にあっては所在地、法人名及び代表者氏名を記載すること。
- 4 下線部については、それぞれ該当する条項に○を付すこと。
- 5 1 の欄は、個人にあっては適用を受けようとする年分を、法人にあっては適用を受けようとする事業年度を記載すること。

(別記様式第2号)

農業経営基盤強化準備金に関する証明書

令和 年 月 日

_____殿

令和 年 月 日付で申請のあった件について、下記1の年分等において、下記2の金額が租税特別措置法 < 第24条の2第1項第1号(個人) / 第61条の2第1項第1号(法人) > に規定する金額に該当する旨証明する。

記

1. 適用を受けようとする年分等

2. 認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額

円

証明書番号 _____

証明年月日 _____

農林水産大臣

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 下線部につき、不備のあるものは無効とする。
- 3 被相続人の積み立てた農業経営基盤強化準備金について、その事業を承継した相続人が自らの準備金とみなす措置の適用を受ける場合には、証明の対象者(相続人)の名前の下に被相続人名を「(被相続人 ○○ ○○殿)」と記載すること。

(別記様式第 2 号の 2)

事業承継による農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名

租税特別措置法第 24 条の 2 第 1 項に規定する交付金等に係る農業経営基盤強化準備金について、同条第 7 項の規定の適用を受けるため、下記 2 の日においてその交付金等に係る事業の全部の譲渡が行われた旨、下記 3 の(1)(2)の者がともに認定農業者等であり、(1)の者から(2)の者に対しその事業の全部の譲渡が行われた旨及び下記 4 の者が所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する特別障害者に該当する旨証明願いたく申請する。

記

1. 交付金等の名称 ()
2. 1. の交付金等に係る事業の全部の譲渡が行われた年月日 (事業承継年月日)
令和 年 月 日
3. 認定計画等の共同申請者とその続柄
 - (1) 交付金等に係る事業の譲渡をした者
住所
氏名
 - (2) 交付金等に係る事業を譲り受けた者
住所
氏名(1) の者との続柄 (当該推定相続人である理由)
4. 3. (1) の者が所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する特別障害者に該当する旨
所得税法施行令第 10 条第 2 項第 ___ 号該当

※証明書番号
※証明年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印のある部分は、記入しないこと。

(別記様式第 2 号の 3)

事業承継による農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明書

令和 年 月 日

殿

令和 年 月 日付で申請のあった件について、下記 2 の日において租税特別措置法第 24 条の 2 第 1 項に規定する交付金等に係る事業の全部の譲渡が行われた旨、下記 3 の (1) (2) の者がともに認定農業者等であり、(1) の者から (2) の者に対しその事業の全部の譲渡が行われた旨及び下記 4 の者が所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する特別障害者に該当する旨証明する。

記

1. 交付金等の名称 ()
2. 1. の交付金等に係る事業の全部の譲渡が行われた年月日 (事業承継年月日)
令和 年 月 日
3. 認定計画等の共同申請者とその続柄
 - (1) 交付金等に係る事業の譲渡をした者
住所
氏名
 - (2) 交付金等に係る事業を譲り受けた者
住所
氏名(1) の者との続柄 (当該推定相続人である理由)
4. 3. (1) の者が所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する特別障害者に該当する旨
所得税法施行令第 10 条第 2 項第 __ 号該当

証明書番号

証明年月日

農林水産大臣

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 下線部につき、不備のあるものは無効とする。

農用地等を取得した場合の証明申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所又は所在地
屋号又は法人名
氏名又は代表者氏名

租税特別措置法 < 第24条の3第1項(個人)
第61条の3第1項(法人) > に規定する農用地等を取得した場

合の課税の特例の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1号ロに規定する金額に該当する旨及び下記3の農用地等が同項に規定する取得又は製作若しくは建設をした農用地等に該当する旨証明願いたく申請します。

記

1. 適用を受けようとする年分等

2. 交付金等のうち下記3の農用地等の取得に充てるために、農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額

 円

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等

	農用地等の種類	数量 (面積、 台数等)	取得等年月日	農用地等の 取得額	うち準備金 取崩額	うち準備金として 積み立てられなかつ た交付金等の金額
1				円	円	円
2				円	円	円
3				円	円	円

※証明書番号
※証明年月日

(拡大版)

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等（前頁よりの続き）

	農用地等の種類	数量 (面積、 台数等)	取得等年月日	農用地等の 取得額	うち準備金	
					取崩額	として 積み立てられなかつ た交付金等の金額
4				円	円	円
5				円	円	円
6				円	円	円
7				円	円	円
8				円	円	円
9				円	円	円
10				円	円	円
11				円	円	円
12				円	円	円
13				円	円	円
14				円	円	円
15				円	円	円
16				円	円	円
17				円	円	円

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 3の欄が足りない場合には、3の欄の右下に「裏面に続く」と記載し、裏面に拡大版を印刷して、続きを記載すること（別紙は不可）。
- 3 ※印のある部分は、記入しないこと。
- 4 氏名欄は、個人にあつては住所、屋号及び氏名を、法人にあつては所在地、法人名及び代表者氏名を記載すること。
- 5 下線部については、それぞれ該当する条項に○を付すこと。
- 6 1の欄は、個人にあつては適用を受けようとする年分を、法人にあつては適用を受けようとする事業年度を記載すること。
- 7 3の欄は、農用地等の種類ごとに、数量（面積、台数等）、その取得又は製作若しくは建設をした年月日、取得額、取得額のうち準備金取崩額及び取得額のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額を記載し、必要に応じて記載行を追加すること。また、農用地等の種類ごとに、取得額のうち準備金取崩額と取得額のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額の合計額は、取得額を超えないこと。なお、農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる農用地は、特例の適用を受けようとする者が利用するものとして、地域計画に定められたものであるから、留意すること。また、農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる特定農業用機械等の取得価額要件は次のとおりであるから、留意すること。
 - (1) 機械及び装置並びに器具及び備品にあつては1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額が30万円以上のもの
 - (2) 建物及びその附属設備にあつては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のもの
 - (3) 構築物にあつては一の構築物の取得価額が30万円以上のもの
 - (4) ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のもの
- (注) 下記8の場合には、国庫補助金等の交付額を控除した額（国庫補助金等の交付による圧縮後の金額）でそれぞれ30万円以上であるかどうかを判定することになる。
- 8 3の欄の農用地等の取得額の内額は、国庫補助金等（固定資産の取得又は改良に充てるために交付されるものに限る。）の交付を受けて農用地等を取得した場合は、当該農用地等を取得した金額から国庫補助金等の交付額を控除した額を記載すること（国庫補助金等の交付による圧縮後の金額を記載すること。）。

(別記様式第4号)

農用地等を取得した場合の証明書

令和 年 月 日

_____殿

令和 年 月 日付で申請のあった件について、下記1の年分等において、下記2の金額が租税特別措置法 第24条の3第1項第1号ロ(個人) 第61条の3第1項第1号ロ(法人) に規定する金額に該当する旨及び下記3の農用地等が同項に規定する取得又は製作若しくは建設をした農用地等である旨証明する。

記

1. 適用を受けようとする年分等

2. 交付金等のうち下記3の農用地等の取得に充てるために、農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額

 円

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等

	農用地等の種類	取得等年月日	農用地等の取得額
1			円
2			円
3			円

証明書番号

証明年月日

農林水産大臣

(拡大版)

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等（前頁よりの続き）

	農用地等の種類	取得等年月日	農用地等の取得額
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円
16			円
17			円

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 3の欄が足りない場合には、3の欄の右下に「裏面に続く」と記載し、裏面に拡大版を印刷して、続きを記載すること（別紙は不可）。
- 3 下線部につき、不備のあるものは無効とする。
- 4 被相続人の積み立てた農業経営基盤強化準備金について、その事業を承継した相続人が自らの準備金とみなす措置の適用を受ける場合には、証明の対象者(相続人)の名前の下に被相続人名を「(被相続人 ○○ ○○殿)」と記載すること。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：令和 年 月 日
適用を受けようとする年分等：
(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

住所又は所在地：
電話番号： () -
屋号又は法人名
氏名又は代表者氏名

地域計画における位置付け

地域計画の市町村名(地域名又は地区名)： ()

1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1							
数量(面積、台数等)	2							
所要額(円)	3							
取得予定年	4							
変更の理由	5							
合計所要額(円)	6							

2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況

積立年	期首準備金残高	交付金等受領額	準備金として積み立てた金額	準備金取崩額	農用地等の取得に充てた金額		期末準備金残高
					準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てた金額	準備金として積み立てられなかった金額	
7	8	9	10	11	12	13	14

農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い

国は、農業経営基盤強化準備金の積立て及び農用地等の取得に係る農林水産大臣の証明書の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理するとともに、対象者要件の確認など本証明書の交付業務のために利用します。

また、国は、本証明書の交付業務のほか、地域計画の作成・見直しその他の経営改善等に資する取組に活用するため、本証明書の交付申請者の氏名、住所等を当該交付申請者の関係する市町村に必要最小限度内で提供する場合があります。

「農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

別記様式第5号 記載要領

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 通常版又は拡大版のいずれかを用いること。
- 3 拡大版については1ページ目と2ページ目が一枚の紙の両面になるように印刷し、記載すること（別紙は不可）
- 4 提出年月日の下に、個人にあっては適用を受けようとする年分を、法人にあっては適用を受けようとする事業年度及びその期間を記載すること。
- 5 氏名欄は、個人にあっては住所、電話番号、屋号及び氏名を、法人にあっては所在地、電話番号、法人名及び代表者氏名を記載すること。
- 6 地域計画における位置付けの欄は、取得しようとする農用地が含まれる当該地域計画の市町村名（地域名又は地区名）をすべて記載するものとし、取得しようとする農用地が含まれない地域計画の市町村名（地域名又は地区名）は記載しないこと。
- 7 4の欄の取得予定年及び7の欄の積立年は、法人にあっては取得予定事業年度及び積立事業年度と読み替えるものとする。
- 8 「1. 農用地等の取得計画」の表は、認定計画等の有効期間内において農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例を用いて取得を予定するものについて記載すること。なお、農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる農用地は、特例の適用を受けようとする者が利用するものとして、地域計画に定められたものであるから、留意すること。また、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる特定農業用機械等の取得価額要件は次の通りであるから、留意すること。
 - (1) 機械及び装置並びに器具及び備品にあっては1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるもの）にあっては、一組又は一式）の取得価額が30万円以上のもの
 - (2) 建物及びその附属設備にあっては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のもの
 - (3) 構築物にあっては一の構築物の取得価額が30万円以上のもの
 - (4) ソフトウェアにあっては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のもの
- 9 2の欄の数量（面積、台数等）は、農用地にあってはその面積等を、特定農業用機械等にあっては台数等を記載すること。
- 10 5の欄の変更の理由は、当初に提出した「1. 農用地等の取得計画」の表から変更した場合において、変更した理由について記載すること。
- 11 「2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況」の表は、提出する年（事業年度）の前年までの最大6年分の実績と、提出する年の積立状況について記載すること。なお、積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した準備金がある場合は、経過した事業年度の「準備金取崩額」の欄に、その金額を記載すること。
- 12 8の欄の金額は、前年（事業年度）の14の欄の金額と一致させること。
- 13 9の欄の金額は、対象となる交付金等の受領額の合計額について記載すること。
- 14 10の欄の金額と13の欄の金額の合計額は、9の欄の金額を超えないこと。
- 15 11の欄の金額は、8の欄の金額を超えないこと。
- 16 12の欄の金額は、11の欄の金額を超えないこと。
- 17 14の欄の金額は、（8の欄の金額）＋（10の欄の金額）－（11の欄の金額）となる。
- 18 農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱いについて、記載された内容について同意する場合は□にチェックをする。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：令和 年 月 日

住所又は所在地：

屋号又は法人名

適用を受けようとする年分等：

電話番号： () -

氏名又は代表者氏名

(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

地域計画における位置付け

地域計画の市町村名（地域名又は地区名）： ()

1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1																		
数量（面積、台数等）	2																		
所要額（円）	3																		
取得予定年	4																		
変更の理由	5																		

取得する農用地等の種類	1																		
数量（面積、台数等）	2																		
所要額（円）	3																		
取得予定年	4																		
変更の理由	5																		
合計所要額（円）	6																		

2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況

積立年	期首準備金残高	交付金等受領額	準備金として積み立てた金額	準備金取崩額	農用地等の取得に充てた金額		期末準備金残高
					準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てた金額	準備金として積み立てられなかった金額	
7	8	9	10	11	12	13	14

農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い

国は、農業経営基盤強化準備金の積立て及び農用地等の取得に係る農林水産大臣の証明書の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理するとともに、対象者要件の確認など本証明書の交付業務のために利用します。

また、国は、本証明書の交付業務のほか、地域計画の作成・見直しその他の経営改善等に資する取組に活用するため、本証明書の交付申請者の氏名、住所等を当該交付申請者の関係する市町村に必要最小限度内で提供する場合があります。

「農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

別記様式第5号 記載要領

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 通常版又は拡大版のいずれかを用いること。
- 3 拡大版については1ページ目と2ページ目が一枚の紙の両面になるように印刷し、記載すること（別紙は不可）。
- 4 提出年月日の下に、個人にあっては適用を受けようとする年分を、法人にあっては適用を受けようとする事業年度及びその期間を記載すること。
- 5 氏名欄は、個人にあっては住所、電話番号、屋号及び氏名を、法人にあっては所在地、電話番号、法人名及び代表者氏名を記載すること。
- 6 地域計画における位置付けの欄は、取得しようとする農用地が含まれる当該地域計画の市町村名（地域名又は地区名）をすべて記載するものとし、取得しようとする農用地が含まれない地域計画の市町村名（地域名又は地区名）は記載しないこと。
- 7 4の欄の取得予定年及び7の欄の積立年は、法人にあっては取得予定事業年度及び積立事業年度と読み替えるものとする。
- 8 「1. 農用地等の取得計画」の表は、認定計画等の有効期間内において農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例を用いて取得を予定するものについて記載すること。なお、農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる農用地は、特例の適用を受けようとする者が利用するものとして、地域計画に定められたものであるから、留意すること。また、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる特定農業用機械等の取得価額要件は次の通りであるから、留意すること。
 - (1) 機械及び装置並びに器具及び備品にあっては1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるもの）にあっては、一組又は一式）の取得価額が30万円以上のもの
 - (2) 建物及びその附属設備にあっては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のもの
 - (3) 構築物にあっては一の構築物の取得価額が30万円以上のもの
 - (4) ソフトウェアにあっては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のもの
- 9 2の欄の数量（面積、台数等）は、農用地にあってはその面積等を、特定農業用機械等にあっては台数等を記載すること。
- 10 5の欄の変更の理由は、当初に提出した「1. 農用地等の取得計画」の表から変更した場合において、変更した理由について記載すること。
- 11 「2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況」の表は、提出する年（事業年度）の前年までの最大6年分の実績と、提出する年の積立状況について記載すること。なお、積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した準備金がある場合は、経過した事業年度の「準備金取崩額」の欄に、その金額を記載すること。
- 12 8の欄の金額は、前年（事業年度）の14の欄の金額と一致させること。
- 13 9の欄の金額は、対象となる交付金等の受領額の合計額について記載すること。
- 14 10の欄の金額と13の欄の金額の合計額は、9の欄の金額を超えないこと。
- 15 11の欄の金額は、8の欄の金額を超えないこと。
- 16 12の欄の金額は、11の欄の金額を超えないこと。
- 17 14の欄の金額は、（8の欄の金額）＋（10の欄の金額）－（11の欄の金額）となる。
- 18 農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱いについて、記載された内容について同意する場合は□にチェッ